

馬頭最終処分場整備運営事業（仮称） 意見交換会における対話内容一覧

- ・ 平成28年6月に実施した馬頭最終処分場整備運営事業（仮称）意見交換会における対話内容を公表します。
- ・ 内容に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

平成28年7月12日
栃木県

■馬頭最終処分場整備運営事業(仮称)意見交換会対話内容一覧

No.	該当資料		タイトル	内容	回答
	資料名	頁、項目名			
1	実施方針	1頁 事業の目的	受入廃棄物の条件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ①受入廃棄物の対象範囲の拡大(要望) <ul style="list-style-type: none"> ・管理型産業廃棄物は県内排出に限定せず県外排出分も含めることを希望します。 ・一般廃棄物も受入対象にすることを検討願います。 ②本処分場への廃棄物搬入を促進するための施策を要望します。 ①②ともプロジェクトファイナンスを実行するうえで有利な判断材料になると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①これまでの本事業に係る関係者との協議経緯等を踏まえると、実施方針を大きく変えることは困難と考えます。ただし、事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することとします。 ②県として廃棄物搬入促進を制度化することは難しいと考えますが、業界団体等に働きかけることは考えています。 <p>なお、受入廃棄物の考え方については、今回の意見交換を踏まえ、実施方針・要求水準書(案)修正版で示す予定です。</p>
2	実施方針	5頁 民間事業者の募集及び選定に関する事項	選定の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・選定の手順について、2016.06.22現在、実施方針に記載のスケジュールでほぼ確定でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールは見直しを検討しており、今後、質問・回答を踏まえ、実施方針・要求水準書(案)修正版を公表する予定です。
3	実施方針	8～11頁 入札者の備えるべき参加資格要件	参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ①参加資格要件について <ul style="list-style-type: none"> ・各構成員は、それぞれが請負う工事の工種について、入札参加資格者名簿に登録することでよろしいでしょうか。「水処理」については、清掃設備工事と機械器具設置工事の両方とも登録が必要でしょうか。 ②現場に配置する技術者の資格・実績について <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設の工事では、「浸出水処理施設の施工現場に配置された経験があり、機械器具設置工事または清掃設備工事の監理技術者証を有する技術者」を配置することでよろしいでしょうか。 ③運営・維持管理業務の資格要件についてはいかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①各構成員等は、請負う業務の工種について、入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。なお、水処理については、「機械器具設置工事または清掃施設工事」に修正する予定です。両方で登録する必要はありません。 ②技術者の実績については、実施方針に示す実績を有する者を配置してください。資格については、監理技術者を配置する場合には、要求水準書(案)修正版に示す要件を満たしてください。 ③実施方針に関する質問回答57番にあるとおり、L資源回収またはM施設管理での登録が必要となります。実施する業務内容で登録してください。
4	実施方針	22頁 リスク分担表	需要リスクの負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の需要変動は不確定要素を多く占めていますので、事業者が必要リスクの全てを負担するのではなく、県で一部負担していただくことをご検討願います。 例えば、廃棄物取集量(全体)のうち2割程度を県が負担する事業スキーム等はプロジェクトファイナンスを実行するうえで有利な判断材料になると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・需要リスクは、事業者負担としていますが、施設稼働後に計画どおり廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている又はおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議とします。また、それに伴い運営・維持管理に係る追加費用が生じる場合には、見直しの内容、追加費用の内容等に応じて、事業者の責めに帰すことができないものは、県が負担することとします。
5	要求水準書(案)	6頁 埋立対象物	受入る廃棄物の対象について	<ul style="list-style-type: none"> ・受入廃棄物の種類は、事業者の提案で決めてよいか。また、事業者の判断で特定の廃棄物の受入れを停止することは可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北沢不法投棄物は、原則として全量受入れすることになるため、施設は全ての種類が処理可能なものとしてください。なお、具体的な取扱品目は、事業計画等により事業者の裁量で行うことは可能です。
6	要求水準書(案)	6頁 埋立対象物	埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"> 埋立対象物について <ul style="list-style-type: none"> ・計画されている受入廃棄物は、全量受入れしないとイケないか。 ・県の事業から出る廃棄物(下水汚泥など)を優先的に受入できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北沢不法投棄物は、原則として全量受入れすることになるため、施設は全ての種類が処理可能なものとしてください。なお、具体的な取扱品目は、事業計画等により事業者の裁量で行うことは可能です。 ・県の事業から出る廃棄物については、優先的に受入できるよう調整していきます。
7	要求水準書(案)	45頁 技術的要件	浸出水処理能力	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理能力(水量・水質)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標水質(P78)は安定化の目安であり、基本計画にある埋立期間+10年間の22年間でこの水質になるよう、浸出水の能力を算定すれば良いか 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画目標水質は、埋立期間+管理期間終了の14年間で水質を想定しています。浸出水処理能力の算定も14年間で計画目標水質をクリアする提案を想定しています。ただし、実際に埋め立てる廃棄物によって、当初の設計と異なることも考えられるため、管理期間終了時の計画目標水質は努力目標とします。

■馬頭最終処分場整備運営事業(仮称)意見交換会対話内容一覧

No.	該当資料		タイトル	内容	回答
	資料名	頁、項目名			
8	要求水準書(案)	45頁 技術的要件	脱塩装置	塩類の有効利用について ・要求水準書では塩類の有効利用方法の提案を求められている。発生する塩類を全て有効利用することと読み取れたが、質疑回答において、場内での保管や処分、適切に処分することも可能と判断できる回答がなされている。県が求める有効利用方法の考え方を知りたい。	・要求水準において、塩の有効利用方法は、全量再利用する方法を求めています。ただし、埋立対象物によっては、塩の成分が変化することも考えられ、再利用に適さない場合を想定して回答しています。
9	要求水準書(案)	46頁 浸出水処理施設工事	運転実績	要求水準書(案)P.46 2.4.9(2)エ(ア) 水処理方式の運転実績について ・装置として(凝集膜分離であれば、浸漬膜ユニット)、1年以上の実績があればよろしいでしょうか。	・1年以上の実績があれば、問題ありません。
10	要求水準書(案)	46頁 浸出水処理施設工事	計画原水水質	要求水準書(案)P.46 2.4.9(3)イ 浸出水処理原水水質の項目について ・記載いただいている水質項目以外に、基準省令及び水質汚濁防止法等に示されている項目の濃度をご教示ください。 また上記項目以外で、バリウムイオン、硫酸イオン、カリウムイオン、マグネシウムイオン、ホウ素、重炭酸イオン、マンガンイオンの濃度をご教示下さい。 これらの物質は、微量でもイオン交換膜の閉塞、ファウリングに影響を与えます。	・記載項目以外の想定はありません。原水水質・項目は、埋立廃棄物によるため、事業者のノウハウを活用し、提案してください。
11	要求水準書(案)	87,88頁 汚染拡散防止対策工事	不法投棄物浸出水	要求水準書(案)P.87・88 4.5.1 不法投棄物浸出水について ・撤去の際に、湧水や洗浄水が発生しますが、これらの量と水質についてご教示ください。 ・また要求水準書(案)記載の原水水質は、不法投棄物撤去時の水も含めたものでしょうか	・洗浄水については、各社の提案する洗浄方法によって量・水質が決まるものと考えています。湧水は、遮水工を実施するため想定していません。 ・要求水準書(案)記載の原水水質は、不法投棄物撤去時の水も含めたものです。 ・工事中の降雨による水質、水量については、基本設計書に示しています。(第2編 不法投棄地内、P13 浸出水量) ・参考として、北沢不法投棄地内観測井の水質データを要求水準書(案)修正版の添付資料に示します。
12	実施方針に関する質問への回答	4頁 No.21	設計変更	・関係機関協議の結果によって、技術提案時と実施設計時で変更が発生した場合は、変更に伴う追加費用は別途協議との理解でよろしいでしょうか。	・実施方針のリスク分担表の設計変更リスクに記載のとおり、県の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合は、県の負担とします。
13	実施方針に関する質問への回答	4頁 No.25	業務範囲	・建設工事業務のなかの開業準備業務として、「排出事業者等への事前広報・営業活動・審査等を想定」との回答を載せましたが、運営・維持管理業務の範疇と考えられます。運営・維持管理業務のなかの項目として「開業準備業務」を追記して載けないでしょうか。	・実施方針はSPCを対象に記述しており、個別の業務はSPCから関連業務会社に指示されることを前提としています。事業の分担区分を規定するのではなく、各事業段階で実施すべき業務を示しています。
14	実施方針に関する質問への回答	11頁 No.69	収支見通し	・プロフィットシェアリングについて、仮に実績単価が基準単価を上回っても、受入量が少なければ単年度の事業収支が赤字になる可能性があります。その場合でも県への納付金は発生するのでしょうか。	・プロフィットシェアリングは、単年度精算を想定しています。なお、計画どおり受入廃棄物が確保できなかった場合の取扱いについては、別紙「本事業の基本的な考え方について」に示すとおり、協議することとします。
15	実施方針に関する質問への回答	13頁 No.81	設計変更	・物価変動リスクについて、通常の公共工事と同様にスライド条項を適用して載けないでしょうか。	・サービス購入料分については、栃木県のスライド条項を適用します。サービス購入料分以外についても、大幅な物価変動があれば協議とします。

■馬頭最終処分場整備運営事業(仮称)意見交換会対話内容一覧

No.	該当資料		タイトル	内容	回答
	資料名	頁、項目名			
16	要求水準書(案)に関する質問への回答	6頁 No.35	設計変更	・設計・建設工事費のうち補助金及びサービス購入料の対象外となるもので、変更が生じ追加費用が発生する場合は、県の負担との理解でよろしいでしょうか。	・No.12の回答をご参照ください。
17	要求水準書(案)に関する質問への回答	8頁 No.50	設計の瑕疵担保期間	・「設計の瑕疵担保期間は事業期間中」との回答を戴きましたが、民法の規定に従って、最長10年と考えられないでしょうか。	・設計の瑕疵担保期間は、10年とします。要求水準書(案)修正版で示します。
18	本事業の基本的な考え方	1頁 費用回収の考え方	施設の所有権移転について	・BTOのため竣工時に施設の所有権を引き渡すが、施設整備費と補助金・サービス購入料との差額については、どのように考えているのか。	・残価に関して、県がSPCに施設専用利用権を付与することで、残価分を償却できると考えています。入札説明書等で、施設専用利用権を付与する旨を示す予定です。
19	本事業の基本的な考え方	1頁 費用回収の考え方	不法投棄物撤去費について	・不法投棄物撤去工事について、落札後に実際に現地調査を行った結果、入札時の工法等を変更する必要があるが生じた場合、どのような対応となるのか。	・県が実施した測量・調査に関するものや要求水準書で示されていない事項が変更の事由である場合、リスク分担は県の負担になります。事業者が調査を実施した後、県と協議しながら実施設計を進めることになるため、その際に協議することになります。
20	本事業の基本的な考え方	2頁 事業の仕組み	基準単価の見直し	・急激な物価変動や法令等の変更に対応するため、基準単価を固定(埋立期間中)せず、年度毎の見直しにすることを希望します。本件もプロジェクトファイナンスを実行するうえで有利な判断材料になると思われます。	・基準単価は、原則固定と考えていますが、基準単価を上回った収入のうち県へ納付する割合など、納付金算定の方法については、事業者の経営のインセンティブ等に配慮して設定することを想定しています。なお、運営・維持管理業務は、独立採算で行う事業であり、物価変動への対応は営業努力で補うことが本来の姿と考えますが、大幅な物価変動等については、SPCの経営状況に支障をきたすおそれがあるため、協議することとします。
21	本事業の基本的な考え方	2頁 事業費の見込み	設計・建設工事費見込み金額について	・処分場建設の積算にあたり、諸経費の考え方について確認したい。	・諸経費の考え方については、廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)国庫補助金交付要綱の別表に記載されていますので、御確認下さい。
22	本事業の基本的な考え方	3頁 埋立期間及び受入廃棄物	事業者の責めに帰すべき事由について	・「～事業者の責めに帰すことができないものは県が負担することとする。」とあるが、逆に、事業者の責めに帰すのはどのような場合か。	・要求水準書を満たさない場合や提案内容を実施していない場合が考えられます。毎年のモニタリングで確認することになります。
23	本事業の基本的な考え方	3頁 埋立期間及び受入廃棄物	受入廃棄物の量について	・想定年間埋立量と県内排出の管理型最終処分量とが、ほぼ同じ量であり、県内排出の全量を確保しなければならない計算になる。県として、何かしらのバックアップを想定しているのか。	・県として廃棄物量確保を制度化することは難しいと考えますが、業界団体等に働きかけることは考えています。
24	本事業の基本的な考え方	3頁 埋立期間及び受入廃棄物	受入廃棄物	本事業の基本的な考え方についてP.3 4 受入廃棄物について、 ・県内排出の産業廃棄物の最終処分量推移のグラフにおいて、「管理型」の処分量をご教示いただきましたが、処分量における廃棄物種類の割合をご教示下さい。 ・受け入れる廃棄物はSPCで決めてもよろしいでしょうか。	・廃棄物種類毎の量は、「とちぎの廃棄物」に掲載しており、栃木県廃棄物対策課のホームページで確認できます。但し、H16～18年のデータが確認できないため、廃棄物量を抜粋したデータを要求水準書(案)修正版の添付資料に示します。 ・北沢不法投棄物は、全量受入することになるため、施設は全ての種類が処理可能なものとしてください。なお、具体的な取扱品目は、事業計画等により事業者の裁量で行うことは可能です。